平成２４年（フ）第１９３０号
大阪市都島区都島南通２丁目12番２―610号
債務者　岩下ゆかり
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５２号
大阪市鶴見区今津中３丁目５番１―405号
債務者　水野　安雄
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７８号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目11番３号
債務者　前川　則和
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６２号
大阪府守口市梶町４丁目81番１号
債務者　藤山　百恵（旧姓白濱）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６４号
大阪府東大阪市若江東町４丁目５番52号
債務者　清水　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６７号
大阪市東住吉区杭全４丁目１番15―302号
債務者　渡邊　誠二
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８２号
大阪市生野区小路３丁目10番６号
債務者　八田圭子こと　李　　圭子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２７７号
大阪市生野区巽東４丁目８番５号
債務者　岡本　和夫
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３９号
大阪市東成区深江北２丁目13番33号メゾン深江207号
債務者　中村　直子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４０２号
大阪府寝屋川市御幸西町14番11―705号
債務者　舩阪留美子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８号
兵庫県加古川市志方町永室268番地の２
債務者　長谷川幸平
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７８号
兵庫県加古川市上荘町国包128番地の１、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国安600番地２
債務者　高橋　　盟
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７９号
兵庫県加古川市上荘町国包128番地の１、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国安600番地の２
債務者　高橋　由里
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２８号
福岡県柳川市本城町72番地15
債務者　日高　明子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
島根県大田市長久町長久イ72番地13
債務者　萱堂由香里
1　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７４号
北海道苫小牧市永福町２丁目９番18号　クリスタルハーモニーＮＯ25　201号
債務者　山田　美香（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７６号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目３番21号
債務者　田中　健次
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１９９号
仙台市泉区寺岡６丁目11番地の29
債務者　伊勢　瑞生
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係